

A black and white photograph of two children. The child in the foreground is a young boy with dark, curly hair, looking directly at the camera with a serious expression. His right hand is wrapped in white medical bandages, and he is holding his fingers near his mouth. The child in the background is a young girl with dark hair, also looking towards the camera. The lighting is soft, and the overall mood is somber and contemplative.

1

# さら 危機に晒される子どもたち

## 数百万人の子どもたちが 子ども時代を失いつつある

子ども時代の風景——マニラのゴミ山を漁ったり、コンゴ民主共和国の密林でAK-47型自動小銃を無理やり持たされたり、モスクワの路上で青春を強要されたり、リオデジャネイロで食べ物の施しを受けたり、ボツワナでエイズにより親を失ったりする男女の子どもたち。何度も何度も繰り返される光景——生活や国が異なっても、身の毛がよだつほどよく似ているイメージである。21世紀が始まって数年が過ぎても、数百万人の子どもたちが貧困下で育ち、武力紛争に巻き込まれ、あるいはHIV／エイズで親を失ったり権利を侵害されやすい立場に置かれている。

こうした子どもたちが経験していることを、理想的な子ども時代と対比してみよう。理想的な子ども時代とは、子どもたちが最大限可能なまで成長・発達できる時期である。健康的な子どもたちが勉強や遊びにいそしみ、家族および世話をしてくれるおとなたちの拡大コミュニティから愛と励ましを注がれて強さと自信を育み、おとなとしての責任を徐々に担うようになり、恐怖とは無縁で、暴力を振るわれることもなく、虐待や搾取から保護されながら生きていく時期である。

## 子ども時代はよりよい未来の基盤である

前者の場合、子ども時代は中身の無い言葉に終わり、空手形同然となる。後者の場合、子ども時代はよりよい未来を築きたいという世界の希望の基盤となる。子ども時代の現実と理想との間にあるこの乖離こそ、今年の『世界子供白書』が焦点を当てるものである。子どもにとって子ども時代とは何なのか、各国にとって子ども時代とは何なのか、そしてすべての子どもの権利が保護され、ミレニアム開発目標が達成され、子どもにも私たちすべてにもふさわしい世界を築いていくことに成功するためには何をしなければならないのかと

## 要約

**何が問題か：** 子ども時代は、単に生まれてからおとなになるまでの期間を意味するものではない。これは、子どもの生活の状況・条件、すなわちこの年月の質を指し示す言葉である。1989年に国連総会で採択され、2カ国を除くすべての国が批准している子どもの権利条約は、歴史上もっとも幅広い支持を集める人権条約として、事実上、子ども時代の**あるべき姿**に関する世界的合意となっている。条約のひとつひとつの規定の解釈について完全な合意が見られるわけではないが、子ども時代はこうあるべきだという点については実質的な共通基盤が成立しているのである。

条約が採択されて以降、必要不可欠な財およびサービスの提供を通じて、生存・健康・教育に対する子どもたちの権利を実現するという点については重要な進展が見られた。また、子どもたちを搾取・虐待・暴力から守るために保護的な環境を創り出す必要があるという認識も高まってきた。しかし憂慮すべきことに、地域・国によっては、鍵となる3つの危機のために、こうした成果の一部が失われるばかりかそれ以前の状態に逆行するおそれも出てきているように思われる。その3つの危機こそ、**貧困、武力紛争、そしてHIV／エイズ**である。10億人以上の子どもたちが、生存・成長・発達のために必要とされる基本的な財およびサービスの少なくともひとつまたは複数深刻なほどに行き届いていないことにより、権利を侵害されている。数百万人の子どもたちが、武力紛争で引き裂かれた家庭やコミュニティで育っている。サハラ以南のアフリカでは、HIV／エイズにより乳幼児死亡率が上昇し、平均余命が急減し、数百万人の子どもたちが親を失ってきた。問題がもっとも深刻なのはアフリカだが、世界の他の地域でも有病率は上昇している。

子ども時代を損なう要因はこれだけではないが、それがもっとも重要な要因の一部であることは確かであり、乳幼児がその後も生存・発達していく可能性に深刻な悪影響を及ぼしている。これらの危機によって引き起こされる被害は子ども時代をはるかに超えてはびこり、次の世代の子どもたちが同じ危機に襲われる可能性も高まる。さらに、これらの重大な危機は単独でも大きな被害をもたらすのと同時に、そのうち2つ、さらには3つすべてが時を同じくして生じる場合には、子どもたちの生活への影響は破滅的なものとなるのである。

**何をなすべきか：** 子どもの権利条約に反映されている理想的な子ども時代を、世界の大多数の——ましてやすべての——子どもたちが実際に経験できると考えるのは、ありもしない理想郷を求めようものだと一蹴する人々もいる。家族環境のなかで、愛され、ケアされ、守られながら、生存・成長・発達・参加の十分な機会を保障された子ども時代を送れる子どもなどそうそういないと言っているのである。ユニセフは、これに与しない。しかし、子どもたちが経験する貧困を軽減し、武力紛争から子どもたちを守り、HIV／エイズで親を失ったり弱い立場に置かれた子どもたちを支援するためには、迅速かつ断固たる行動が必要である。**すべての子どもがそれぞれの子どもの時代を享受できるようにするために、私たち一人ひとりが果たすべき役割がある。**

## 世界は子ども時代の重要性を認識しつつある

- 1919** 子どもの権利が国際法で認知されたのは、英国人女性のエグランタイン・ジェブによるところが大きい。ジェブは、第1次世界大戦後、みじめな状態に置かれた数千人の欧州の子どもたちの状況に応えるべくセーブ・ザ・チルドレン基金を創設。しかしジェブの視点は当面の救援活動よりもさらに高いところにあり、1920年にはジュネーブに居を移してセーブ・ザ・チルドレン国際連盟（後の国際児童福祉連盟）を結成している。
- 1924** 国際連盟が「子どもの権利宣言（児童の権利に関する宣言）〈ジュネーブ宣言〉」を採択（草案作成は国際児童福祉連盟）。宣言は、子どもの権利として、物質的・道徳的・精神的発達のための手段を保障される権利、飢餓・疾病・障害・親との死別の際に特別な援助を受ける権利、困窮時の救援で最優先される権利、経済的搾取を受けない権利、社会的責任感を育むように養育される権利を確立。
- 1948** 国連総会が「世界人権宣言」を制定。25条で「特別の保護及び援助を受ける権利を有する」ものとして子ども時代を規定。
- 1959** 国連総会が「子どもの権利宣言（児童の権利に関する宣言）」を採択。差別からの自由や名前・国籍に対する権利等を認めたもの。特に、教育・保健・特別な保護に対する子どもの権利も定めている。
- 1979** 国連は1979年を「国際児童年」と宣言。国際児童年の最大の成果は、はるかに長期的な重要性を有するプロセスを開始させたところにある。法的拘束力を有する条約を起草するため、国連人権委員会の加盟国、独立の専門家、非加盟国・非政府組織・国連機関のオブザーバーから構成される作業部会を設置することについて国連総会が同意したのである。
- 1989** 国連総会が「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」を全会一致で採択。条約は翌年に発効。
- 1990** ニューヨークで「子どものための世界サミット」が開催される。71カ国の国家元首・政府の長が参加。参加した指導者らは、2000年までに達成されるべき目標を定めた「子どもの生存、保護および発達に関する世界宣言」と同宣言を実施するための「行動計画」に署名。
- 1994** 「国際家族年」。諸プログラムは、家族の機能にとって代わるよりも、家族が子どもを養育・保護する際に支援を提供すべきであることが再確認される。
- 1999** 「最悪の形態の児童労働の禁止および撤廃のための即時の行動に関する条約」（ILO第182号条約）が採択される。
- 2000** 国連の「ミレニアム開発目標」に、子どもに関連する具体的目標が盛り込まれる。1990年から2015年までの期間に、5歳未満児死亡率の世界平均を3分の1にまで削減すること、初等教育の完全普及を達成することなど。また、国連総会は子どもの権利条約の2つの選択議定書を採択。ひとつは武力紛争への子どもの関与に関するもの、もうひとつは子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィーに関するもの。
- 2002** 「国連子ども特別総会」開催。子どもの問題について特に討議するために初めて開催された国連総会。数百人の子どもたちが公式代表団メンバーとして参加。世界の指導者らは「子どもにふさわしい世界」を築いていくことを誓約。また、家族は子どもの保護・養育・発達について第一義的責任を負っていること、包括的な保護・支援を受ける権利があることを再確認。

いう点について、今年の白書では検討していく。

## 子ども時代の定義

### 子ども時代は、ひとりの人間がおとなと見なされるまでの期間だけを言うのではない

子ども時代とは、生まれてからおとなになるまでの期間という意味をはるかに超えて、子どもの生活の状態・条件、すなわちこの年月の質を指し示す言葉である。準軍事的集団に誘拐され、武器を手にとらざるを得なくなったり性的奴隷になることを強要されたりした子どもは、子ども時代を過ごすことができない。家族や故郷の村からはるか遠く離れ、首都にある繊維工房で重労働をさせられる子どもも同様である。絶望的な貧困のなかで暮らし、十分な食べ物や教育、安全な水、衛生設備、住居を得ることができない子どもも子ども時代を否定されている。

それでは、子ども時代とは何を意味するのか。子どもたちの生活の質は、同じ家のなかでも、同じ通りにある家の間でも、地域間でも、先進工業国と開発途上国との間でも大きく異なることがある。子どもが成長すればするほど、子どもに対して何を期待するか、子どもがおとなによる保護や法的保護をどの程度必要としているのかという点について、文化間、国家間、はては同じ国に住む人々の間ですら見解の違いはより大きくなる。しかし、子ども時代の定義についての知的な議論や、子どもに対して何を期待するのか、子どもからは何が期待できるのかという点に関する文化的違いにも関わらず、次の点については一貫してかなりの共通理解が存在してきた。すなわち、子ども時代とは、子どもたちが育ち、遊び、発達することのできる、おとな時代とははっきり区別された独立の、かつ安全な期間だということである。

### 子ども時代にとっての新たな始まり

人権を基盤とする子ども時代の新しい定義は、国連総会で1989年に採択された子どもの権利条約に反映されている。この条約は、子どもに関わる一連の国際基準をたったひとつの文書にまとめた初めての国際人権条約であり、子どもの権利を法的拘束力のある規範として理解した最初の国際文書である<sup>(1)</sup>。

条約は、子どもの権利および子ども時代の特別な地位を認めようという、20世紀の間に相当の勢

いを得た過程が結実したものである。条約に関する作業は1979年に正式に始まり、10年間に及んだ。そこでは、文化によって異なる子ども時代の解釈をめぐって徹底的な交渉と調査研究が行われた。条約についての交渉、その起草および承認という過程のなかで、各国政府、国際機関、非政府組織は子どもの権利を保護する道徳的必要性について合意に到達したのである。

## 子どもの権利条約

子どもの権利条約が子どもたちの状況に与えた影響は、条約で子どもの権利が確立されたのと同じくらい大きい。

### 条約は、子ども時代をおとな時代とは異なる期間として定義した。

歴史的に、子どものニーズや義務はおとなのそれと十分に区別されてこなかった。おとなと同じく、健康で丈夫な体の子どもたちは伝統的に厳しい労働に従事していたし、兵士として戦いに参加することも多かったのである<sup>(2)</sup>。しかし条約は、子どもが必要とする「特別な保護及び援助」を挙げて、おとなにとっては適切なことでも子どもにとってはふさわしくない場合があることを認めている。だからこそ条約では、たとえば軍隊への徴募や武力紛争への参加に関する最低年齢が定められているのである。条約で子ども時代が「異なる期間」として認められているということは、たとえば子どもがおとなと同じ課題に直面したとしても、おとなとは異なる解決策が必要となる場合もあることを意味する。

## 子ども時代のあるべき姿：子どもの権利

子どもの権利条約によれば、すべての子どもは以下の権利を有している。

条文<sup>a</sup>

差別の禁止	2, 30
子どもの最善の利益にかなう行動	3, 18
生存・発達	6
アイデンティティ	7, 8
家族関係・親の指導	5, 7, 8, 9, 10, 18, 21, 25
不法な移送・養子縁組からの保護	11, 21
表現・思想・良心・宗教の自由	12, 13, 14
結社・平和的集会の自由	15
プライバシー・住居・家族・通信の国による保護	16
適切な情報へのアクセス	17
虐待・放置からの保護	19
家族環境を奪われた場合の特別な保護・援助	20, 22
武力紛争からの保護	22, 38-39
障害がある場合の特別なケア	23
健康および保健サービスへのアクセス	24
社会保障の給付	26
しかなるべき生活水準	27
教育	28-29
休息・余暇、遊び・レクリエーション、文化・芸術	31
児童労働、人身売買、性的搾取、その他の形態の搾取、薬物濫用からの保護	32-36, 39
拷問・自由剥奪からの保護	37-39
たとえ法律に違反した場合でも保障されるべき尊厳・価値	40

<sup>a</sup>子どもの権利条約1～40条の条文。ここで取り上げた条文は、子どもの権利または子どもに対する締約国の義務にはっきりと言及している。



© UNICEF/HQ02-0474/Dorna DeCesare

**条約は、子どもの生活において家族が果たす役割を明示した。**家族は社会の基本的単位であり、その構成員、とくに子どもの成長と福祉のための自然な環境である。条約上、各国は、親が子どもをケア・指導する第一義的責任を持つ者として尊重するとともに、この点について親を支援するために物質的援助・支援を提供する義務を負っている。国には、子どもの最善の利益を確保するために家族からの分離が必要であると判断される場合を除き、子どもが家族から分離されないよう対策を講じる義務もある。

**条約は、子どもがどのような状況に置かれているようにも、すべての子どもに権利があると宣言している。**子どもは親の所有物であると見なされることが多かった。固有の価値があるとしても、それは子どもに経済的生産性の可能性があることから生ずると考えられていたのである。子どもの利益になる法律が制定されたとしても、それは、子どもたち自身を守るためというよりも、むしろ家族の財産権を保護したいという動機によるものであることが多かった<sup>(3)</sup>。条約は、子どもが自分自身の権利の保有者であることを認めている。このような権利は子どもたち自身に付与されたものであるため、子どもはもはや慈善を施される受け身

の存在ではなく、法的な権限に基づく、自分自身の発達の主体となる。子どもには—その年齢と成熟度にしたがって—自分の生活に影響を与える決定に影響力を及ぼす権利がある<sup>(4)</sup>。

**条約は子どもを、個人としても、より大きなコミュニティの一員としてもとらえている。**条約は各国に対し、個人の権利を保障するよう求めている。いずれかの子どもが他の子どもよりも重要であるということではなく、また子どもは「いかなる種類の差別もなしに」自由を享受する資格があるのである。しかし、子どもは、子どもに特有の弱い立場に置かれていて特別な保護を受けるにふさわしい存在である一方で、同時にまた「社会において個人として生きていくことができるように育てられ」なければならない。条約は、子どもの「発達しつつある能力」を尊重する必要性を強調している。おとなは、自分に影響がおよぶすべての事柄について子どもたちがそれぞれの年齢と成熟度に応じて相談を受け、意見を表明し、また意志決定に参加することを可能にする空間を創り、そのプロセスを推進するよう期待されているのである。

## 保護的な環境

保護的な環境は、子どもを搾取・暴力・虐待から保護するために個別に、あるいは集合的に作用する、相互に関連した諸要素から構成されるものである。保護的な環境を創り出す責任の多くは政府にあるが、社会の他の構成員にも義務はある。保護的な環境の鍵となる諸要素は、たとえば次のようなものである。

- **家族およびコミュニティの力**：子どもと交流するすべての者は、親も、教師も、宗教的指導者も、保護的な子育てを実践するとともに、搾取・虐待を感知してそれに対応するための知識・スキル・心がまえと力を身につけるべきである。
- **政府の決意と力**：政府がなすべきことは、子どもの保護に予算上の支援を与えること、子どもの権利を守るための適切な社会福祉政策をとること、子どもの権利・保護に関わる国際条約を留保なしで（またはほとんど留保せずに）批准することなどである。子どもの権利条約の2つの選択議定書を批准することは、武力紛争と搾取から子どもを守るという決意を実証する重要な機会となるだろう。

- **法律の制定と執行**：政府は、虐待・搾取・暴力から子どもを保護する法律を施行し、子どもに対する犯罪の加害者を徹底して精力的に訴追するとともに、被害を受けた子どもを犯罪者扱いしないようにするべきである。

- **態度と慣習**：政府は、虐待を助長する、あるいは虐待につながる態度・偏見・考え方に対抗する行動をとるべきである。子どもの尊厳を維持するという決意を示すとともに、子どもを保護する責任を受け入れるよう国民に求めることが必要とされる。

- **市民社会やメディアも交えた開かれた議論**：社会は、メディアと市民社会グループを通じ、搾取・虐待・暴力に堂々と立ち向かうべきである。

- **子どものライフスキル、知識および参加**：社会は、子どもが自分の権利を知る—そして権利の行使を奨励され、そのために公式の権限を与えられる—ことができるようにすべきである。子どもが、虐待・搾取から身を守るために必要な重要なスキルと情報を身につけられるようにする必要もある。

- **必要不可欠なサービス**：虐待の被害者が、自信と尊厳を保ちながらニーズを満たすことができるよう、各種のサービスが利用できるようにならなければならない。基礎的な社会サービスは、すべての子どもが差別なく利用できるようにしなければならない。

- **モニタリング、報告および監督**：虐待・搾取についてはモニタリング、包み隠さない報告および監督が行われるべきである。

保護的な環境づくりの鍵は「責任」にある。社会を構成するすべての人々が、子どもを暴力・虐待・搾取から守ることに貢献できるのである。

99ページの注参照。

**条約は、子ども時代のあるべき姿を定めた。** 条約は、史上もっとも幅広い支持を集めている人権条約として、事実上、子ども時代のあるべき姿についての世界的合意を表している。条約のひとつひとつの規定の解釈について完全な合意が見られるわけではないが（締約国によっては解釈宣言や留保を行い、諸権利のひとつまたは複数の側面について自国の立場を明らかにしている）、子ども時代はこうあるべきだという点については実質的な共通基盤が成立しているのである。

**条約は、子どもに対してどのような義務があるかを明らかにした。** 子どもの人生経験、つまり子ども時代（とくに乳幼児期）は、子どもがおとから—家族から、そして締約国を含むさらに幅広いコミュニティから—受ける（または受け損ね

る）ケアと保護によって決定されるところが大きい。子どもの権利が履行・保護されるようにすることは、子どもに対して義務を負っているすべての者—政府、国際機関、市民社会、家族および個人—の責任である。子どもが保護されず、搾取や虐待を受けやすい状態に放置されたときは、子ども時代が損なわれてしまうのである。可能性を發揮し、あるいは社会の完全、かつ対等な構成員として参加するために必要な物質的・精神的・情緒的資源を奪われる子どもがひとりも出ないようにするという決意を政府と社会が抱くのであれば、保護的な環境を整えることが何よりも肝要である。

## 保護的な環境づくり

子どもは、自分を守ってくれる環境で成長する権利がある。子どもがきちんと保護されれば、身体的にも精神的にも健康に成長し、自信と自尊心を身につける可能性は高まるし、逆に自分の子どもを含む他人を虐待・搾取する可能性は低くなるのである。子どもの保護は、子どもの権利のその他の側面とも密接に関係している。たとえ予防接種を受けていたとしても、その子どもが常に暴力を振るわれていたら、健康に対する権利を享受することはできない。学校に通っている子どもが民族の違いが原因で嘲笑や虐待の対象にされれば、教育に対する権利から完全な利益を得ているとは言えない。人身売買によって売春を強要される青少年は、自由に対する権利を犯罪的なまでに侵害されている。

子どもの権利条約がほぼすべての国によって批准され、保護の権利を謳った2つの選択議定書が追加されたにも関わらず、子どもの保護は世界の多くの場所で不十分である。子どもが虐待・人身売買・搾取の対象とされたり危険な労働に従事させられたりするべきではないという原則については各国政府とも合意しているように見えるが、子どものために保護的な環境を整備し、それを維持しようという決意はそれほど明確なものになっていない。

条約で打ち出された理想的な子ども時代をもとに保護的な環境を創り出すことは、単に法律や政策を変えることではない。それは、子どもの権利を阻害し続ける態度、伝統、慣習および行動を変えていくということでもある（6ページのパネル「保護的な環境」参照）。

## 子ども時代を生き抜く

### 条約採択以来の進展

条約が採択されて以来、具体的成果はあった。たとえば、子どもが生存し、健康を維持しようとすれば欠かせない必要不可欠な財・サービス（予防接種、殺虫処理済の蚊帳、経口補水塩など）の供給は相当増加している。1990年代初頭から2000年にかけて、5歳未満児死亡率の世界平均は11%減少した。開発途上国では2000年までの10年間に5歳未満児の低体重率が32%から28%へと減少し、また世界的にみて安全な飲料水を利用できる人口の割合は77%から82%へと高まった。

1990年代初頭には子どもの最大の死因であった下痢による子どもの死亡は10年間で半減し、推定100万人の生命が救われた計算となる<sup>(5)</sup>。1988年に開始された「世界ポリオ撲滅計画」は、ポリオの発生件数を35万件（1988年）から700件未満（2003年末）へと減らすのに役に立った<sup>(6)</sup>。

### 子どもにふさわしい世界を創り出すためにはまだ多くの課題が残されている

2002年5月に開催された国連子ども特別総会には190カ国の政府が集まり、子どもの発達に関する進展を加速させると誓った。世界の指導者らが全会一致で採択したのは、期限を定めた一連の目標、すなわち子どもたちにとっての最善のスタートと健康的な生活を促進すること、質の高い教育を提供すること、虐待、搾取および暴力から子どもたちを保護すること、そしてHIV／エイズと闘うことである。これらの決意は、新たな国際的協約「子どもにふさわしい世界」に反映された。

「子どもにふさわしい世界」のビジョンは、ちょうど20カ月前の国連ミレニアム・サミットで採択されたミレニアム開発目標（MDG）を補完するものである。2015年までに達成されるべき8つの主要な目標を包含したミレニアム開発目標は、すべての国々、ユニセフを含む国連機関、2国間ドナー、国際金融機関が目指すべき中心的目標となった。ミレニアム開発目標は、子どもおよびその権利の実現に強く焦点を当てたものである。

ミレニアム開発目標を達成するためには、子どもおよびその権利の実現に、さらに強く焦点を当てる必要がある。

## ミレニアム開発目標と子ども時代

### ミレニアム開発目標が達成できなければ、子どもにとって悲劇的結末がもたらされるだろう

ミレニアム開発目標を見ると、ほぼすべての項目について、進展は予定通りに進んでいない状態である。国連機関、世界銀行、経済協力開発機構などは、この点について繰り返し懸念を表明してきた。すなわち、ドナーと各国政府が協調のとれた努力を行わないかぎり、ミレニアム開発目標のほとんどすべてが——したがって「子どもにふさ

わしい世界」の目標のほとんどが——達成されないだろうというのである。

ミレニアム開発目標が達成できなければ、子どもたち、とくに開発途上国の子どもたちにとって悲劇的な結末がもたらされるだろう。数百万人の子どもたちが、健康を害したり、予防可能な病気で命を落とし、子ども時代を侵害される。さらに数百万人の子どもたちが、政府が教育を保障してくれないために未来を台無しにされる。そして、HIV／エイズで親を失ったり、権利侵害を受けやすい立場に置かれたりする子どもたちの数も増え続けることになるだろう。

## ミレニアム開発目標が達成できない場合：子ども時代にとっての意味

要因	目標	2015年までの具体的目標	1990年～2003/04年の進展
貧困	極端な貧困と飢餓の根絶	1日1ドル*未満で生活する人口の割合を半減させる。  飢餓に苦しむ人口の割合を半減させる。	成否相半ば。現在の趨勢と予測では、この目標および関連の具体的目標は、主として中国・インドの強力な経済成長によって全体としては達成される見込み。しかしサハラ以南のアフリカでは、ほとんどの国がほぼ間違いなく具体的目標を達成できないだろう。
初等教育	初等教育の完全普及の達成	男女のすべての子どもが初等教育の全課程を修了できるようにする。	成否相半ば。いくつかの地域は予定通りこの目標を達成できる見込み。中欧・東欧および独立国家共同体（CEE/CIS）やラテンアメリカ・カリブ海諸国などである。東アジア・太平洋諸国は目標年度の10年前にほぼ具体的目標を達成済み。サハラ以南のアフリカ全域では目標を達成できそうにない。
ジェンダー（文化的・社会的性差）の平等	ジェンダーの平等の推進と女性のエンパワーメント（地位向上）	初等・中等教育におけるジェンダーによる格差を2005年までに解消し、またすべての教育レベルでのジェンダー格差を2015年までに解消する。	不十分。初等教育におけるジェンダー格差の解消では相当の進展があったものの、初等段階では開発途上国の約3分の1で、中等段階では40%以上の国々で具体的目標を達成できない可能性が残っている。
子どもの生存	乳幼児死亡率の削減	5歳未満児の死亡率を3分の1まで削減する。	深刻な遅れ。4つ目のミレニアム開発目標が達成からもっともほど遠いことは共通認識となっている。着実に進んでいるのはひとつの地域（ラテンアメリカ・カリブ海諸国）のみである。ただし、東アジアのいくつかの国々でも相当の進展が見られる。
家族・女性	妊産婦の健康の改善	妊産婦死亡率を4分の1まで削減する。	深刻な遅れ。着実に進んでいるのはわずか17%の国々（開発途上国の人口の32%に相当）にすぎない。
健康	HIV／エイズ、マラリアその他の病気との闘い	HIV／エイズの蔓延を食い止め、減少させ始める。  マラリアその他の主要な疾病の発生を食い止め、減少させ始める。	深刻な遅れ。HIV有病率は多くの国で上昇中。有病率が一番高いのはアフリカ南部だが、上昇率が一番高いのはヨーロッパ・中央アジアであり、絶対数は中国とインドがもっとも多い。マラリアの封じこめは困難であることがわかりつつあり、また世界的に結核の発生も増加している。
水・衛生	持続可能な環境の保障	安全な飲料水および基本的な衛生設備に持続的にアクセスすることのできない人口の割合を半減させる。	成否相半ば。飲料水に関する具体的目標は世界的には着実に達成されつつあり、改良された飲料水源へのアクセス率の世界平均は77%（1990年）から83%（2002年）へと上昇した。しかし、サハラ以南のアフリカではそこまで進展していない。衛生設備はさらに大きな課題である。現在の趨勢では、5億人以上の人々が具体的目標の達成から取り残される見込み。

## 子ども時代を脅かすもの

子どもの権利条約の登場は人類の歴史上画期的な出来事であり、その後それが2カ国を除く世界のすべての国によって批准されたことは、子ども時代がどうあるべきかという点について世界的に共有されたビジョンがあることを顕著な形で証明するものである。子ども時代の概念がこれほど力強く、明確に、詳しく明らかにされたことは今までなかった。

## 条約のビジョンに合わない子ども時代を数百万人の子どもたちが送っている

しかし、子ども時代は依然として危機に晒されている。条約で定められ、「子どもにふさわしい世界」で強化された子どもの権利の力強いビジョンは、世界のほとんどの子どもたちが現実に送っている子ども時代とは大きく食い違っているのである。毎日約2万9,000人の5歳未満児が、下痢性の脱水症、急性呼吸器感染症、はしか、マラリアといった容易に予防可能な原因で死亡している<sup>(7)</sup>。また10億人以上の子どもたちの生活は、国が富を

### 子ども時代にとっての意味

子どもたちは、貧困を単なる所得の少なさだけの問題としてではなく、成長にふさわしくない環境として経験するため、所得面での具体的目標を達成しても、すべての子どもが子ども時代を享受できるようにするという点では限定的な効果しか得られない。中国とインドは、所得面の具体的目標は着実に達成しつつあるものの、子どもに直接関わるミレニアム開発目標、とくに乳幼児死亡率の削減の面では遅れをとっている。飢餓の半減は著しい効果を持つことになろう。栄養不良は、開発途上国における5歳未満児の死亡の半数以上に関わっているからである。

およそ1億2,100万人の子ども（その過半数は女子）が学校に通っておらず、政府が子どもの権利条約にもとづいて保障を誓約した教育に対する権利を否定されている。この2つ目のミレニアム開発目標を達成できないことの対価は、2015年の時点で7,500万人の子ども（そのうち70%はサハラ以南のアフリカの子ども）が初等教育に対する権利を否定されるという形で表れるだろう。

初等・中等教育におけるジェンダーの平等はミレニアム開発目標の中で達成不可能になる最初の目標となるであろうが、その理由の一部は、中等教育への就学がなかなか進展しないことによる。ユネスコの推定によれば、2005年までに初等・中等教育におけるジェンダーの平等を達成できそうにない国は76カ国。現在の趨勢では、54カ国は2015年までに平等を達成できないだろう。

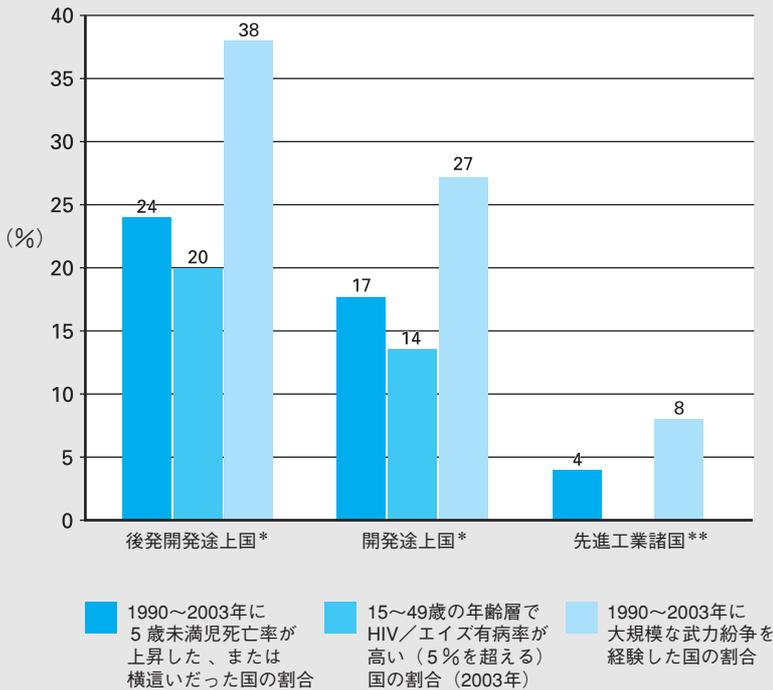
毎日2万9,000人の5歳未満児がおおむね予防可能な病気で死亡している。毎年1,060万人が死亡している計算である。現状では、どんなによく見積もっても、サハラ以南のアフリカとCEE/CISでは22世紀に入ってからもしばらくの間、5歳未満児死亡率に関するミレニアム開発目標は達成されないままだろう。

毎年50万人以上の女性が妊娠・出産時の合併症で死亡し、1,500万人の女性が妊娠・出産時に創傷・感染症・障害の被害を受けている。また、母親のケアを受けることができなければ、乳児が生存する可能性は低くなる。母親の生命を救うために協調のとれた努力が払われなければ、数百万人の子どもが大切な子ども時代に母親の愛情とケアを否定されることになるだろう。

15歳未満でHIVに感染している子どもは200万人以上にのぼる。また、現在の趨勢では、サハラ以南のアフリカでエイズにより親を失う子どもの人数は、2010年までに1,800万人を超える見込みである。感染率が上昇し、また長い潜伏期間のせいで有病率の推定が複雑化しているため、子どもにとってこの危機は数十年間にわたって続くだろう。マラリアは、行動上・財政上の制約により蚊帳や医薬品の入手可能性・利用が限られているため、子どもの主要な死因のひとつであり続ける見込みである。多くの国では、栄養状態が悪いために子どもが結核にかかりやすい状況が続くだろう。

安全な水および衛生設備へのアクセスは子どもの生存にとって決定的に重要である。しかるべき衛生設備にアクセスできない状況は、とくに開発途上国の農村部で顕著である。進展のペースが著しく速まらなければ、5億人以上の子ども—開発途上国の子どもの3人に1人—はひきつづきいかなる衛生設備へのアクセスも否定されることになるだろう。

**図 1.1 貧困・武力紛争・HIV／エイズが子どもの生存を脅かしている**



\* 各カテゴリーに属する国の一覧は統計表セクションの140ページ参照。

\*\* 「先進工業」国・地域および「開発途上」国・地域の指定方法について確立された申し合わせは存在しない。一般的に、オーストラリア、カナダ、ヨーロッパ諸国、日本、ニュージーランドおよび米国は「先進工業」国と見なされている。

出典: UNICEF; SIPRI/Uppsala Conflict Data Project; UN Statistics Division.

有しているにも関わらず、貧困によってみじめなものとなっているのである。

**貧困、武力紛争およびHIV／エイズは子ども時代に対する重大な危機である**

憂慮すべきことに、地域・国によっては、子どもの権利の充足という面でここ数十年の間に得られてきたいくつかの成果——たとえば乳幼児死亡率の削減、初等教育純就学率の向上、子どものための保護的環境づくりにおける重要な進展など——が、鍵となる3つの危機によって、失われるばかりかそれ以前の状態に戻るおそれが出てきているように思われる。その3つの危機こそ、**貧困、武力紛争、そしてHIV／エイズ**である(上の図1.1参照)。子どもの生存・発達に対するその他の危

機が依然としてはびこっているのも、この3つの危機によるところが大きい。

- **貧困**は乳幼児有病率・死亡率が高いことの根本的原因である。生存・発達・豊かな生を可能にしてくれる基本的な財またはサービスの少くともひとつが深刻なほどに行き届いていないために、10億人以上の子どもたち——開発途上国の子どもの半数以上——が権利を侵害されている。開発途上国では、子どもの3人に1人以上が十分な居住環境になく、5人に1人が安全な水を手に入れられず、7人に1人が必要不可欠な保健サービスをまったく利用できていないのである。5歳未満児の16%以上が十分な栄養を得ておらず、すべての子どもの13%は一度も学校に通ったことがない。
- **武力紛争**：世界各地で内戦がますます増え、犠牲者の多くを民間人が占めるようになるにつれ、数百万人の子どもたちが武力紛争で引き裂かれた家庭やコミュニティで成長するようになってきている。前線で戦火に晒される子どもも少なくない。1990年以降、360万人もの人々が紛争で直接殺されてきた。悲劇的なのは、そのうち45%以上が子どもであった可能性が高いことである<sup>(8)</sup>。そのほか、数十万人の子どもたちが兵士として武力紛争にとりこまれ、難民・国内避難民となることを余儀なくされ、性的な暴力・虐待・搾取に苦しみ、あるいは戦争が遺した爆発物の犠牲となっている。
- **HIV／エイズ**：世界的には、エイズはすでに15～49歳の年齢層で第1位の死因となっている。2003年だけで290万人がエイズのために死亡し、480万人が新たにHIVに感染した<sup>(9)</sup>。現在HIV／エイズとともに生きている人々の90%以上は開発途上国に住んでいる。サハラ以南のアフリカでは、HIV／エイズにより乳幼児死亡率が上昇し、平均余命が急減し、かつ数百万人の子どもが親を失ってきた。問題がもっとも深刻なのはこの地域だが、世界の他の地域でも有病率は上昇している。

## 「1+1」は「2」に留まらない

子ども時代を損なう要因は貧困・武力紛争・HIV／エイズだけではないが、それがもっとも重要な要因の一部であることは確かであり、子どもが生存する可能性に深刻な悪影響を及ぼしている。それぞれの危機によって引き起こされる被害は子ども時代をはるかに超えてはびこり、次の世代の子どもたちが同じ危機に襲われる可能性も高まる。さらに、これら3つの重大な危機は単独でも大きな被害をもたらすと同時に、そのうち2つ、さらには3つすべてが時を同じくして生じる場合には、子どもたちの生活への影響は破滅的なものとなるのである。

国々と人々を団結させた子ども時代のビジョンは、世界のほとんどの子どもたちが実際に経験している子ども時代と合致していない。理想と現実、条約と実際の状況との間のこの裂け目に、毎日ますます多くの若者がはまりこんでいる。ひとりの子どもがこの深い割れ目に落ちるたびに、世界が共有している未来が少しずつ損なわれていくのである。子ども時代が現在のレベルの攻撃に今後も晒され続けるならば、ミレニアム開発目標——国際社会が目指す理想——はひとつも達成することができないだろう。どれひとつとして、である。

## 子ども時代を充実させ、人間性を育てる

子どもたちがこれほどの危機に晒されている現状を前に、子どもの権利条約の192カ国の締約国が合意した子ども時代のあるべき姿について、鍵となるいくつかの点にあらためて焦点を当てることは有益であろう。子どもたちには、生存、食糧・栄養、健康ならびに住居に対する権利がある。子どもたちには、生まれた直後から公式・非公式の教育と励ましを受ける権利もある。子どもたちには、愛情と理解に満ちた家族環境に対する権利がある。それは、子どもの最善の利益がもっとも重要な関心事となり、子どもの能力の発達に合わせて適切な指導が与えられ、平和、尊厳、寛容、自由、平等および連帯の精神のもと、社会のなかで個人として生きていくための準備が整えられる環境である。子どもたちには、暴力や搾取を受けるのではなく、レクリエーションと遊びを享受し、スポーツや文化的活動に従事する権利があるし、その機会を与えられなければならない。子どもが仕事を体験するのであれば、それは家族やコミュニティに対する積極的な貢献として、子ども自身の自尊心やエンパワメントの感覚を増進させ、



© UNICEF/FHQ-00-0050/Jim Holmes

また子どもの学習機会を損なわず、むしろ学習に貢献するようなものであるべきである。

子どもの権利条約に反映されている理想的な子ども時代を、世界の大多数の——ましてやすべての——子どもたちが実際に経験できると考えるのは、ありもしない理想郷を求めるようなものだと一蹴する人々もいる。しかし、ユニセフはこれに与しない。

子ども時代の質は、子どもがおとなからのようなケアと保護を受けるか（または受け損ねるか）によって決定されるところが大きい。

## 子ども時代を脅かす危機

5歳未満児死亡率の  
年間平均削減率が1%  
未満の国

貧困  
1人あたり  
GNI  
(米ドル、  
2003年)

1990~2003年  
のいずれかの  
時点における  
大規模な  
武力紛争の  
発生

成人  
(15~49歳)  
HIV/エイズ  
有病率  
(2003年)

国名	貧困 (1人あたりGNI)	武力紛争	HIV/エイズ有病率
1 アフガニスタン	250†	●	データなし
2 アンゴラ	740	●	3.9
3 アゼルバイジャン	810	●	<0.1
4 ベラルーシ	1590		データなし
5 ボツワナ	3430		37.3
6 ブルガリア	2130		<0.1
7 ブルキナファソ	300		4.2
8 ブルンジ	100	●	6.0
9 カンボジア	310	●	2.6
10 カメルーン	640		6.9
11 中央アフリカ共和国	260		13.5
12 チャド	250	●	4.8
13 コンゴ	640	●	4.9
14 コンゴ民主共和国	100	●	4.2
15 コートジボワール	660		7.0
16 ガボン	3580*		8.1
17 グルジア	830*	●	0.1
18 イラク	2170†	●	<0.1
19 ジャマイカ	2760*		1.2
20 カザフスタン	1780		0.2
21 ケニア	390		6.7
22 北朝鮮	765		データなし
23 ラトビア	4070		0.6
24 リベリア	130	●	5.9
25 モーリタニア	430		0.6
26 ナイジェリア	320		5.4
27 パプアニューギニア	510		0.6
28 ロシア連邦	2610*		1.1
29 ルワンダ	220	●	5.1
30 セントビンセント・グレナディーン	3300		データなし
31 サントメプリンシペ	320		データなし
32 セネガル	550		0.8
33 シエラレオネ	150	●	データなし
34 ソマリア	130†	●	データなし
35 南アフリカ	2780		21.5
36 スワジランド	1350		38.8
37 タジキスタン	190	●	<0.1
38 タンザニア	290		8.8
39 トーゴ	310		4.1
40 トルクメニスタン	1120*		<0.1
41 ツバル	データなし		データなし
42 ウクライナ	970*		1.4
43 ウズベキスタン	420		0.1
44 ザンビア	380		16.5
45 ジンバブエ	480†		24.6

青字のデータは「子ども時代を脅かす危機」の定義に当てはまるもの。

†は、年次・期間が列見出しに掲げられたものとは異なるデータ、標準的定義とは異なるデータまたは国の一部地域のみを指す。

\*が貧困の列に掲げられているのは、1990~2003年の1人あたりGDP年間平均成長率が横這いの、もしくは下降している国を示す。ガボンが-0.2、グルジアが-2.7、ジャマイカが0.0、ロシア連邦が-1.5、トルクメニスタンが-1.3、ウクライナが-4.7である。

出典：紛争に関するデータはSIPRI/ウプサラ紛争データ・プロジェクト (SIPRI/Uppsala Conflict Data Project) のデータを修正。

ミレニアム開発目標4(MDG4)は、1990~2015年の期間に5歳未満児死亡率を3分の1まで引き下げよう各国に求めている。

目標達成に「遅れ」をとっている98カ国のうち、45カ国は「深刻な遅れ」をとっている状況である。これらの国々では、5歳未満児死亡率の年間平均削減率は1%にも満たない。その圧倒的多数は、子ども時代を脅かす3つの主要な危機、すなわち貧困・武力紛争・HIV/エイズのひとつないし複数の影響をこうむっている国々である。



**ミレニアム開発目標4:** この目標によれば、年間平均削減率の目標値は4.4%である。

このマップでは、子ども時代を脅かす危機を次のように定義している。

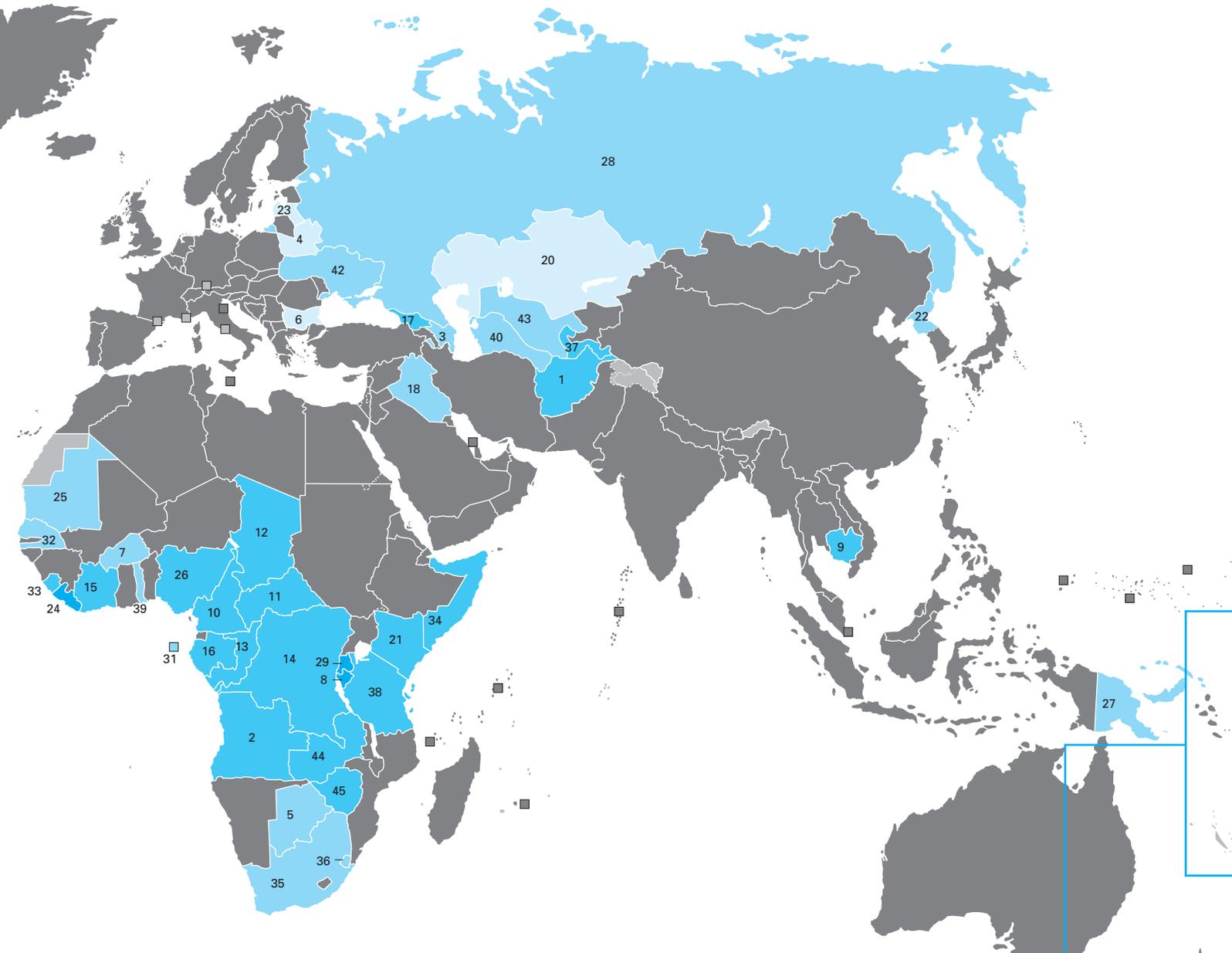
**貧困**—— 2003年の1人あたりGNIが765ドル以下、または1990~2003年の1人あたりGDP年間平均成長率が横這いの、もしくは下降している国。

**紛争**—— 1990~2003年のいずれかの時点で大規模な武力紛争が起こった国。

注：ロシア連邦を除き、SIPRI/ウプサラ紛争データ・プロジェクト (SIPRI/Uppsala Conflict Data Project) によるデータにもとづく。なお国連の見解によれば、チェチェン共和国で生じている状況はジュネーブ諸条約およびその追加議定書にいう武力紛争には当てはまらない (国連総会/安全保障理事会正誤表A/58/546/Corr.2-S/2003/1053/Corr.2参照)。

**HIV/エイズ**—— 成人(15~49歳)有病率が5%を超える国(2003年)。

# 「1+1」が「2」に留まらないとき



## ミレニアム開発目標4へ向けた進展

- 5歳未満児死亡率の年間平均削減率が1%以上の国
- MDG 4の達成に深刻な遅れをとっている国
- MDG 4の達成に深刻な遅れをとっており、かつ1つの危機に直面している国
- MDG 4の達成に深刻な遅れをとっており、かつ2つの危機に直面している国
- MDG 4の達成に深刻な遅れをとっており、かつ3つの危機に直面している国
- データなし



この地図は、いずれかの国もしくは地域の法的地位またはいずれかの国境の確定に関するユニセフの立場を反映するものではない。

点線は、インドとパキスタンが合意したジャンムー・カシミールのおおよその統治線を表したものである。ジャンムー・カシミールの地位の確定については当事者の合意が得られていない。